

(件名) ギニアにおけるエボラ出血熱感染者の再発生

(内容)

【在セネガル日本国大使館からのお知らせ】

ギニアにおけるエボラ出血熱感染者の再発生を踏まえ、外務省から以下のとおり注意喚起のための感染症スポット情報が発出されました。ギニアは当国の隣国に位置するため、日常生活において、特に渡航予定のある方は、以下の感染予防策の励行に努めてください。

【感染予防策】

- ・感染者が発生している地域に近付かない
- ・野生動物の肉（Bush meat やジビエと称されるもの）を食さない
- ・アルコール消毒や石けんなどを使用した十分な手洗いを行う
- ・エボラ出血熱の患者（疑い含む）・遺体・血液・嘔吐物・体液に、直接触れないようにする

本件問い合わせ先

taishikan.senegal@dk.mofa.go.jp

在セネガル日本国大使館

Ambassade du Japon au Senegal

Boulevard Martin Luther King

(B. P. 3140) Dakar, SENEGAL

Tel+221-33-849-5500, Fax+221-33-849-5555

1. ギニア保健省は、3月17日、同国においてエボラ出血熱感染者が再発生したと発表しました。

2. 同省によれば、森林地方ンゼレコレ県（首都コナクリの南東約1,100 kmに位置する）のコロパラ（koropara）郡において発見された疑い患者の検体からエボラ出血熱ウイルスが検出され、3月20日までに、感染が確定した患者が2名（うち1名死亡）、感染した可能性のある患者が3名（全員死亡）確認されているとのことです。

ギニアでは、これまでに3,804人が感染、うち2,536人が死亡（WHO発表）しましたが、2015年12月29日にWHOより流行終息宣言が出されました。今回の感染者の再発生は、終息宣言後初めてのケースとなります。

3. つきましては、ギニアへの渡航を予定している方及び既に滞在中の方は、在ギニア日本国大使館などから最新の関連情報を入手すると共に、別途海外安全情報も確認の上、安全対策に努めてください。

4. エボラ出血熱について

- ・エボラ出血熱は、エボラウイルスが引き起こす、致死率が非常に高い極めて危険な感染症です。
- ・患者の血液、分泌物、排泄物などに直接触れた際、皮膚の傷口などからウイルスが侵入することで感染します。ヒトからヒトへの感染は、家族や医療従事者による患者の看護や葬儀の際の遺体への接触を通じて起きることが報告されています。
- ・現在、安全性や有効性が確立された予防のためのワクチンや治療薬は存在せず、治療は対

症療法が基本となります。潜伏期間は2日から21日（通常は7日程度）で、発熱・悪寒・頭痛・筋肉痛・食欲不振などに始まり、嘔吐・下痢・腹痛などの症状があります。更に悪化すると、皮膚や口腔・鼻腔・消化管など全身に出血傾向がみられ、死に至ります。

・エボラウイルスの感染力は必ずしも強くないため、アルコール消毒や石けんなどを使用した十分な手洗いをを行うとともに、エボラ出血熱の患者（疑い含む）・遺体・血液・嘔吐物・体液や動物に、直接触れないようにすることが重要です。

以上を参考に、感染者が発生している地域に近付かない、野生動物の肉(bush meat, game meat やジビエと称されるもの)を食さないなど、エボラ出血熱の感染予防を心がけてください。

（問い合わせ窓口）

○外務省領事サービスセンター

住所：東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話：（代表）03-3580-3311（内線）2902, 2903

（外務省関連課室連絡先）

○外務省領事局政策課（海外医療情報）

電話：（代表）03-3580-3311（内線）5367

○外務省 海外安全ホームページ：<http://www.anzen.mofa.go.jp/>
（携帯版） <http://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp>

（現地大使館連絡先）

○在ギニア日本国大使館

住所：Ambassade du Japon en Guinee, Landreah Port, Corniche Nord,
Commune de Dixinn, Conakry, Republique de Guinee.

郵便物宛先：B.P.895, Conakry, Republique de Guinee.

電話：628-6838-38~41

国外からは（国番号 224）628-6838-38~41

FAX：（衛星電話コード 870）782-500-815（インマルサット）

ホームページ：<http://www.gn.emb-japan.go.jp/j/>